

○四国中央市心身障害者医療費助成条例

平成16年4月1日

条例第102号

改正 平成18年9月22日条例第41号

平成20年3月31日条例第27号

平成20年6月19日条例第39号

平成24年3月23日条例第7号

平成24年6月21日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者が疾病又は負傷のため保険医療機関等において保険給付を受けた場合において、その医療費の一部を助成することにより、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者で、その身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級、2級又は3級に該当するもの
 - (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所において知的障害者と判定された者であって、療育手帳制度について(昭和48年9月厚生省発児第156号)による療育手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けたもの
- 2 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費及び特別療養費をいう。
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
- 4 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法に規定する病院、診療所、薬局及

び指定訪問看護事業所並びに保険者が特に認めたものをいう。

- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で心身障害者を現に監護するものをいう。

(平18条例41・平20条例27・平20条例39・一部改正)

(受給資格者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被保険者の被扶養者であって、四国中央市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳に記録されている心身障害者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により愛媛県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者を除く。)又は国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされ、若しくは四国中央市後期高齢者医療に関する条例(平成20年四国中央市条例第9号)第3条第2号から第4号までに規定する被保険者とされた心身障害者とする。ただし、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、医療費の助成の対象としないものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
 - (2) 国又は地方公共団体が行う医療費の助成に関する制度により自己の負担した医療費すべてについて助成を受けることができる者
 - (3) 前年において所得税法(昭和40年法律第33号)その他所得税に関する法令等による所得税の納付義務を有する者の属する世帯に属する者。ただし、第2条第1項第1号に規定する身障手帳の交付を受けた者のうち1級若しくは2級に該当する者又は第2条第1項第2号に規定する手帳の交付を受けた者のうち(医)に該当する者を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める者を受給資格者とすることができる。

(平20条例39・平24条例7・平24条例17・一部改正)

(助成)

第4条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷のために保険医療機関等において保険給付を受け、その費用の全部又は一部を負担した場合は、当該自己負担額(医療保険各法による療養費又は家族療養費、高額療養費又は高額介護合算療養費、特別療養費及び医療費等(他の制度によるものを含む。)の支給を受けるときは、その支給される額を控除した額)に相当する金額を助成金として受給資格者又は保護者に支給するものとする。ただし、食事療養標準負

担額及び生活療養標準負担額並びに療養介護医療及び障害児入所医療に係る利用者負担額(市町村民税非課税世帯に属する20歳未満の者に係る利用者負担額は除く。)は支給しないものとする。

- 2 前項の規定による助成の対象となる医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず対象者の療養の原因となった疾病等が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その療養に要する費用の全部又は一部について、第三者から賠償が行われるときは、その限度において支給しないものとする。
- 4 健康保険組合等の規約により付加給付等の給付が行われる場合においても、前項と同様とする。

(平18条例41・平20条例27・平20条例39・平24条例7・一部改正)

(受給者証)

第5条 受給資格者又は保護者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、心身障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合には、規則で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

(平20条例27・一部改正)

(助成金の支給方法)

第6条 前条の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)に対する助成金の支給は、助成金に相当する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者の申請に基づき、助成金を受給者に支給することができる。
- 3 前項に規定する申請は、保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以内にしなければならない。

(平20条例27・追加)

(届出義務)

第7条 受給者又は保護者は、氏名若しくは住所を変更したとき又は規則で定める事由が発生したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(平20条例27・旧第6条繰下・一部改正)

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平20条例27・旧第7条縁下・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平20条例27・旧第8条縁下)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例27・旧第9条縁下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川之江市心身障害者医療費助成条例(昭和49年川之江市条例第17号)、伊予三島市心身障害者医療費助成条例(昭和48年伊予三島市条例第10号)、土居町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年土居町条例第9号)又は新宮村重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年新宮村条例第8号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 当分の間、第3条第1項第3号本文に規定する所得税の納付義務を有する者であって、前年において、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条及び第84条の規定を適用するものとしたならば、所得税の納付義務を有しないものについては、所得税の納付義務を有しないものとみなす。

(平24条例7・追加)

附 則(平成18年9月22日条例第41号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(第1条の規定による一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の四国中央市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた診療分について適用し、同日前に受けた診療分については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月19日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の四国中央市心身障害者医療費助成条例及び第2条の規定による改正後の四国中央市母子家庭医療費助成条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成24年3月23日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条中四国中央市心身障害者医療費助成条例第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月21日条例第17号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。